

令和3年度長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修 募集要項

1 研修目的

本研修は、県内の介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。）の従事者や管理者を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、身体拘束廃止の推進等、利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護の取組を推進し、指導する人材（権利擁護推進員）を養成することを目的とします。

2 主催

長崎県

3 受講対象施設

(1) 居宅サービス事業所

居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（訪問リハビリテーションを含む。）、居宅療養管理指導を行う事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所

(2) 地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護を含む。）、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

(3) 施設サービス及び老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※注意：上記下線の（1）居宅サービス事業所と（2）地域密着型サービス事業所の一部（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間会対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）については、基礎課程、管理者課程は、令和3年度からの受講ができますが、実践課程は、令和4年度からとなりますのでご注意ください。

4 研修種別及び対象者等

(1) 基礎課程

ア 目的

権利擁護の理念を再確認し、権利擁護の視点に立った介護の基本的な考え方、高齢者との関わり方を修得することを目的とします。

イ 日数・実施回数
(講義・演習) 1日間、年2回

ウ 対象者
次のいずれかに該当する方

- ① 介護施設等において介護に従事する方で、介護の実務経験が概ね3年未満の方
- ② 平成26年度以降、県が実施した「権利擁護推進員(または身体拘束廃止推進員)養成研修」を受講していない方

(2) 実践課程

ア 目的

専門知識と実践技術を修得し、施設の権利擁護に関する研修等を計画し、指導者として活動できる人材を育成することを目的とします。

イ 日数・実施回数
(講義・演習) 2日間、(自施設実習) 60日間、(報告会) 1日間、年1回

ウ 対象者
次のいずれかに該当する方で、所属の介護施設等において、指導的立場から権利擁護を推進することができる方

- ① (1)の基礎課程修了者
- ② 平成26年度以降、県が実施した「権利擁護推進員(または身体拘束廃止推進員)養成研修」修了者

エ 実践課程修了者

厚生労働省の定める「権利擁護推進員養成研修(平成29年3月31日付老発0331第19号)」と同等の研修を修了したものとします。

(3) 管理者課程

ア 目的

介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護とリスクマネジメントのあり方を理解し、組織全体で権利擁護に取組み、介護サービスの質を向上させることを目的とします。

イ 日数・実施回数
(講義等) 1日間、年1回

ウ 対象者
介護施設等の経営者、管理者(施設長等)及び事務局長、またはこれらの者を代理・補助する方

(注) 県が実施した「権利擁護推進員(または身体拘束廃止推進員)養成研修」の受講の有無は問いません。

5 受講料

各課程とも無料。ただし、受講に必要な交通費・昼食代等は、各自負担となります。

6 研修日程・会場・定員・申込期間等

別紙1「研修日程等一覧」のとおり

(注) 日程・会場等、調整中のものについては、決まり次第、長崎県ホームページ内の長寿社会課・権利擁護推進員養成研修のページ(以下「県ホームページ」という。)に随時掲載します。

7 研修の申込方法

別紙2「研修申込の手順」を参考に、県ホームページからお申込みください。
定員に達した時点で、申込受付は終了となります。

8 受講決定

申込受付順に受講者を決定し、介護施設等あてにFAXで受講の可否を通知します。
受講決定通知書（受講票）は、研修当日まで大切に保管し、受付の際に提示してください。

9 事前課題の提出

事前課題の提出が求められている場合は、受講決定通知後、指定する提出期限までに長寿社会課へFAXで提出するとともに、研修当日、持参してください。
（課題様式は、県ホームページからダウンロードできます。）

10 研修の延期・中止

- (1) 悪天候、災害等により研修を延期又は中止する場合は、研修日前日の正午までに県ホームページでお知らせします。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後開催時期の延期又は中止、開催する場合の実施規模縮小（定員の縮小等）等の判断を行う場合がございます。最新情報につきましては、県のホームページでお知らせいたします。
受講決定が決まった（受講決定通知が届いた）後に中止又は延期をさせて頂く場合は、受講者に速やかにご連絡させていただきます。

11 修了証書の交付

各課程において、全カリキュラムを受講された方に対し、修了証書を交付します。

12 その他

- (1) 弁当の手配や受講者用駐車場の確保はいたしません。各自で昼食をご準備ください。
- (2) 研修会場は、受講者の体調に合わせた室内の温度調整ができませんので、温度調整可能な服装でお越しください。
- (3) 新型コロナウイルス感染予防にかかる受講生へのお願い
 - ①アルコール消毒液等を準備しておりますので、研修会場への入退出時等ご使用ください。
 - ②咳エチケットや手洗いなどの実施など、ご協力をお願いします。
 - ③研修当日は、マスク装着の協力をお願いします。
 - ④職員ならびに講師もマスク着用いたします。
 - ⑤ご入室時に受付で検温を実施し、37.5度以上の場合、会場での受講をお断りする場合がございます。
 - ⑥発熱や咳、全身痛などの症状がある場合、ご来場前に帰国者・接触者相談センター等にご連絡の上、ご受診いただきますようお願いいたします。ご自身の体調に不安のある方はくれぐれもご無理をなさらないようお願いいたします。
 - ⑦会場で体調不良であることが見受けられた方には県職員からお声かけの上、状況によってはご退席をお願いする場合があります。また、体調がすぐれない方はお近くの職員までお声かけください。
 - ⑧お互いの距離はできるだけ2m（最低1m）空けるように心がけをお願いします。

13 研修に関する問い合わせ先

長崎県長寿社会課 地域包括ケア推進班 電話：095-895-2434